

道府県フォローアップ結果（集落協定）

道府県名	高知県
------	-----

1. 集落マスタープランに係る活動

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況			
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	
				交付停止 (予定を含む)	
△と評価した協定数	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
				交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)	
(1)耕作放棄の防止等の活動						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(2)水路・農道等の管理						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(3)多面的機能を増進する活動						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

3. 集落戦略の作成状況

(1) 集落戦略の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
					0	0
△と評価した協定数	16	8	8	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	16	8	8	0	0	0

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
					0	0
△と評価した協定数	75	64	11	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	75	64	11	0	0	0

4. 加算措置の目標の達成状況

中間年評価における 市町村の評価結果	最終評価における改善状況					
	①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし			
			交付停止 (予定を含む)		交付金返還 (予定を含む)	
(1) 棚田地域振興活動加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(2) 超急傾斜農地保全管理加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(3) 集落協定広域化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(4) 集落機能強化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(5) 生産性向上加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

アンケート調査結果
(市町村アンケート結果の集計)

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部農業政策課
			実施市町村数
			31

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。
現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

項目	順位	①現在（市町村数）					②10年後（市町村数）				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア 農業の担い手を確保するための支援		20	3	3	1		21	1	5		
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援		5	8	2		1	2	6	1	1	1
ウ サービス事業者のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援			2		2	1	1	1		4	1
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援			6	4	4	4	1	5	2	2	2
オ 農業基盤整備への支援		2	1	2	5	1		1	2	2	1
カ 畑地転換への支援						1					1
キ 鳥獣害対策に対する支援		2	3	3	4	4	1	1	5	2	4
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援			1		4				1		4
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援		1	1	5	3	3	1	4	4	4	1
コ スマート農業実用化への支援			1	1	1	6	2			4	2
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援				1							
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援			2	5		5	1	4	5		3
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援		1	3	2	2	1		7	2	1	4
セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援											
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援				3	3	1			3	5	4
タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援					1	1	1		1	4	1
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援					1	2		1		2	2
ツ その他											

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか（傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答）

	市町村数
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていきたい	3
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていきたい	20
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていきたい	6
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていきたい	2

②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか

	市町村数
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	6
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	15
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	7
エ 小さな協定は無い	3

②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか

【最小の協定農地面積】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	12	13
イ 2ha以上、5ha未満	8	4
ウ 5ha以上、10ha未満	5	8
エ 10ha以上、15ha未満	3	4
オ 15ha以上	3	2

【最小の参加農家数】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 2戸	4	4
イ 3～4戸	7	7
ウ 5～9戸	10	12
エ 10～14戸	5	5
オ 15戸以上	5	3

③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか

(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

	市町村数
ア 協定への事務支援を負担に感じていない	5
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい	10
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	8
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	7
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない	1

④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか

	市町村数
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	8
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	16
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	16
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	11
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	3
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	3
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	3
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	7
ケ その他（ ）	2